

## 新たに導入される「本人情報シート」に関する状況について

公益社団法人 日本社会福祉士会

### 1 はじめに

2017年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、「本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要」があることが打ち出され、今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・福祉的なアプローチを重視した支援が求められています。最高裁判所においても、基本計画を受けて成年後見制度における診断書の見直しが進められています。

その一環として、本人を支える福祉関係者が本人の日常及び社会生活に関する客観的な情報を提供した上で本人の生活上の課題を医師や家庭裁判所に伝える「本人情報シート」の書式が新たに作成され、平成31年4月より運用が開始されます。この本人情報シートの開発にあたっては、本会が平成29年11月より最高裁判所と、そして平成30年より日本精神保健福祉士協会も加わり協議を重ね、作り上げられたものです。

現在示された形が最善のものではないことは最高裁判所作成の手引に「今後も実際の動向を見ながら必要に応じて修正を加えていきたい」と記載されているとおりであり、改正を重ねていくことは共有されています。しかしながら、これまで日本の裁判所において取り入れられることがなかった、本人の生活状況から本人をどのようにとらえているのか、また、本人の意向をどのようにとらえているのかをソーシャルワーカー等が伝えるシートであります。

また、2019年3月18日に、厚生労働省から各都道府県成年後見制度利用促進担当課に事務連絡が発出されました（別紙1）。事務連絡も踏まえ、現時点において日本社会福祉士会としては、次のように整理をしております。

### 2 作成者について

最高裁判所「本人情報シート作成の手引」27ページによれば、次のとおりとされており、本人の情報について、正確に記載できる支援者（ソーシャルワーカー）が記載することとなります。

「本人の身近なところで、職務上の立場から支援されている方によって作成されることが望ましいといえ、具体的には、ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定されます。」

### 3 作成費用について

最高裁判所「本人情報シート作成の手引」27ページによれば、つぎのとおりとされており、作成者が所属する機関と当事者との契約等に基づき、適切な運用がなされるよう、ご留意ください。

「ソーシャルワーカーが自らの業務の一環として『本人情報シート』を作成する場合や、当事者間の合意によって定められた作成費用を依頼者が負担する場合がありますので、『本人情報シート』の作成を依頼する際の取扱い等についてご確認ください。」

#### 4 記入方法について

本人情報シートは、本会が意思決定支援のプロセスを提示した「ソーシャルサポートネットワーク分析マップ」や「意思決定支援見える化シート」等のツール（「2018年度意思決定支援セミナー」にて提示、別紙2）とともに、本人のストレングスをしっかりとらえた視点で記入することが大切です。

#### 5 本人情報シートの普及と活用

本会としては、まずは第一に優先すべきことは、「本人情報シートの普及」であると考えます。福祉関係者がこれまでさまざまな立場で訴え、伝えてきた、ソーシャルワーカーによる本人の疾病（医学モデル）だけではない生活全般から本人をとらえることの重要性（社会モデル）がようやく司法関係者に認識されたといえます。

成年後見制度利用に際して保護ばかりが強調されないように、また、保護が必要である状況が放置されないように、社会の環境における人として、この制度につながる仕組みが必要、との考え方からようやくその緒についた「本人情報シート」が、私たちソーシャルワーカーの専門性が大いに活用されて作成され、本人にとって必要な情報として関係機関に扱われ、本来の趣旨にそった運用が広がっていくように、これからさらに尽力していかねばならないと考えます。

#### 6 今後の運用について

本会と日本精神保健福祉士協会、最高裁判所との協議の場において議論された内容や今後の運用について、家庭裁判所に十分に情報が伝わっているとは言いがたく、今後、各地で診断書の改定とともに導入される「本人情報シート」の周知がなされる際には、社会福祉士会も一緒に、シートの意義や運用に向けての注意点などをしっかりと伝えていただくことが重要だと考えております。

具体的には、5月に開催を予定している都道府県ばあとなあ担当者連絡協議会で、資料とともに伝達予定ですが、ご不明な点は、本会にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

#### 7 国への働きかけ

本来であれば、新たな仕組みの導入に向けて、低所得者の費用負担について国が設けている「成年後見制度利用支援事業」との関係なども十分整理されたうえで、周知運用されるべきところではありますが、未整備です。今後、国に対しては、これらの費用負担について、当該事業に含まれるよう提案していきます。

以上